

平成 30 年 第 3 回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

平成 30 年 4 月 23 日 開会

平成 30 年 4 月 23 日 閉会

南 種 子 町 議 会

平成30年第3回南種子町議会臨時会目次

第1号（4月23日）（月曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について [南種子町税条例等の一部を改正する条例制定 について]	4
税務課長説明	4
質疑	8
6番 上園和信君	8
討論	10
採決	10
1. 日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について [南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例制定について]	10
税務課長説明	10
質疑	11
6番 上園和信君	11
討論	11
採決	11
1. 日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について [平成29年度南種子町一般会計補正予算 (第12号)]	12
総務課長説明	12
質疑	16
1番 河野浩二君	16
5番 広浜喜一郎君	17
6番 上園 和信君	17

5 番 広浜喜一郎君	18
8 番 日高澄夫君	18
6 番 上園 和信君	21
7 番 立石靖夫君	22
1. 休憩	24
9 番 西園 茂君	24
討論	25
採決	25
1. 日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について [平成29年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計補正予算(第7号)]	26
保健福祉課長説明	26
質疑	27
8 番 日高澄夫君	27
討論	29
採決	29
1. 日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について [平成29年度南種子町簡易水道事業特別 会計補正予算(第6号)]	29
建設課長説明	29
質疑	30
討論	30
採決	30
1. 日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について [平成29年度南種子町介護保険特別会計 補正予算(第6号)]	30
保健福祉課長説明	30
質疑	31
討論	31
採決	31
1. 日程第10 承認第7号 専決処分した事件の承認について [平成29年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第5号)]	32
保健福祉課長説明	32

質疑	32
討論	33
採決	33
1. 日程第11 議員派遣	33
採決	33
1. 閉 会	33

平成 30 年 第 3 回 南種子町議会臨時会

第 1 日

平成 30 年 4 月 23 日

平成 30 年第 3 回南種子町議会臨時会会議録

平成 30 年 4 月 23 日（月曜日） 午前 10 時開議

1. 議事日程（第 1 号）

○開会の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 提案理由の説明

○日程第 4 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例等の一部を改正する条例制定について]

○日程第 5 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について

[南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について]

○日程第 6 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について

[平成29年度 南種子町一般会計補正予算（第12号）]

○日程第 7 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について

[平成29年度 南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 7 号）]

○日程第 8 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について

[平成29年度 南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）]

○日程第 9 承認第 6 号 専決処分した事件の承認について

[平成29年度 南種子町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）]

○日程第10 承認第 7 号 専決処分した事件の承認について

[平成29年度 南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 5 号）]

○日程第11 議員派遣

○閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員 (10名)

1番	河野浩二君	2番	柳田博君
3番	大崎照男君	4番	塩釜俊朗君
5番	広浜喜一郎君	6番	上園和信君
7番	立石靖夫君	8番	日高澄夫君
9番	西園茂君	10番	小園實重君

4. 欠席議員 (0名)

5. 出席事務局職員

局長 濱田広文君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	名越修君	副町長	長田繁君
教育長	遠藤修君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	高田真盛君
会計管理者 兼会計課長	小川ひとみさん	企画課長	小脇隆則君
保健福祉課長	小西嘉秋君	税務課長	小脇秀則君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	島崎憲一郎君	農業委員会 事務局長	古市義朗君
保育園長	園田一浩君		

△ 開 会 午前 10時00分

開 議

○議長（小園實重君） ただいまから、平成30年第3回南種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小園實重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、大崎照男君、4番、塩釜俊朗君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（小園實重君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第3、町長提出の承認第1号から承認第7号までの7件について、提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 提案理由について御説明申し上げます。

今回の臨時会に提案いたしました案件は、専決処分した条例案件2件、同じく専決処分した予算案件5件の計7件でございます。

それでは、承認案件について順次、要約して説明を申し上げます。

承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町税条例等の一部改正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

承認第2号は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町国民健康保険税条

例の一部改正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

承認第3号から承認第7号の5件は、平成29年度一般会計及び4つの特別会計について、国・県支出金や地方譲与税・特別交付税等の歳入確定並びに事業完了による歳出確定等に伴い、最終補正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（小園實重君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例等の一部を改正する条例制定について]

○議長（小園實重君） 日程第4、承認第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 承認第1号について御説明を申し上げます。

承認第1号は、専決第6号南種子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、平成30年度税制改正において、地方創生の推進の基盤となる地方の税財源を確保するため、個人住民税の基礎控除の見直しや平成30年度の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続、たばこ税の税率引き上げなどについて、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第1条は、南種子町税条例の一部を改正するものであります。

1ページをお開きください。

まず第20条は、延滞金の計算の基礎となる日数について365日当たりの割合とすることを定めるものです。

次に、第23条第1項は、法の改正にあわせて規定の整備を行い、第3項は、法人町民税に関して、人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないことを定めるものです。

次に、第24条第1項は、個人の町民税について、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の非課税措置の所得要件を125万円から135万円に上げるものです。

2 ページをお開きください。

第 2 項は、「控除対象配偶者」の定義変更により「同一生計配偶者」となり、均等割の非課税限度額を一律 10 万円上げるものです。

次に、第 31 条は、法律改正にあわせて字句の整備を行うものです。

次に、第 34 条の 2 は、基礎控除額の適用について、「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である」要件を追加するものです。

次に、第 34 条の 6 は、所得の調整控除の適用について、「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である」要件を追加するものです。

3 ページをお開きください。

第 36 条の 2 は、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものです。

5 ページをお願いします。

第 47 条の 3 及び第 47 条の 5 は、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

6 ページをお開きください。

第 48 条は、法人の町民税の申告・納税に関して、内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における取扱いと同様に申告納付すべき法人税割額より控除するものです。

また、資本金 1 億円超の法人に対しては、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けるものです。

9 ページをお開きください。

第 52 条は、法人の町民税にかかる納期限の延長の場合の延滞金について定めるものです。

11 ページをお願いします。

第 53 条の 7 は、個人の住民税の特別徴収義務者が退職手当等について所得割を徴収し納入する際に提出する納入申告書について、OCR 用納付書を使用する場合の様式について定めるものです。

第 92 条は、多様化してきている製造たばこの区分を新たに規定するものです。

12 ページをお開きください。

第 93 条の 2 は、加熱式たばこの喫煙用具について法規定の新設に伴う規定の整備で、加熱式たばこを製造たばことみなすものです。

次に第 94 条は、加熱式たばこの課税標準とする紙巻たばこの本数への換算方法について「重量」と「価格」により換算する方法とするものです。

14 ページをお開きください。

第 95 条は、たばこ税の税率を 1,000 本につき 5,692 円とするものです。

15 ページをお願いします。

第 96 条は、条ズレによる改正です。

第 98 条は、第 94 条において定義語を定めた事による規定の整備です。

附則第 3 条の 2 及び附則第 4 条は、第 48 条及び第 52 条の改正に伴う規定の整備です。

17 ページをお開きください。

附則第 5 条は、個人の町民税の所得割の非課税限度額が今回一律 10 万円引上げられた事により、規定を整備するものです。

附則第 10 条の 2 は、課税標準の特例により固定資産税が軽減されるいわゆる「わがまち特例」に関しての法の規定が大きく改正され、法附則第 15 条において市町村の条例に定める特例の割合について、第 1 項から第 26 項まで定めるものです。

次に、附則第 10 条の 3 第 3 項から 21 ページの第 11 項までは、法の改正に伴う条ズレの規定の整備をするものです。

22 ページをお開きください。

第 12 項は、高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上を目的とした改修工事を行った主として実演芸術の公演の用に供する施設について、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告書に記載する内容及び添付する書類について定めるものです。

附則第 11 条、附則第 11 条の 2、附則第 12 条、25 ページの附則第 13 条は、固定資産税の特例について、法の改正に伴い、平成 30 年度から平成 32 年度まで適用されることから規定の整備をするものです。

附則第 15 条は、特別土地保有税の課税の特例について、法の改正に伴い、平成 30 年度から平成 32 年度まで適用されることから規定の整備をするものです。ただし、平成 15 年度から課税の停止措置がとられているところでございます。

26 ページをお開きください。

附則第 17 条の 2 は、法の改正に伴う条ズレの規定の整備をするものです。

27 ページから 31 ページまでの第 2 条改正から第 5 条改正までは、加熱式たばこの課税標準とする紙巻たばこの本数への換算方法について、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間で段階的に引上げる為の改正となります。

まず 27 ページの第 2 条による改正は、第 1 条で改正された南種子町税条例の一部を改正するものです。

第 94 条は、加熱式たばこの課税標準とする紙巻たばこの本数への換算係数を改めるものです。

附則第 10 条の 2 は、法の改正に伴う条ズレの規定の整備をするものです。

28 ページをお開きください。

第 3 条による改正は、第 2 条で改正された南種子町税条例の一部を改正するものです。

第 94 条は、加熱式たばこの課税標準とする紙巻たばこの本数への換算係数を改めるものです。

第 95 条は、たばこ税の税率を 1,000 本につき 6,122 円と改めるものです。

29 ページをお開きください。

第 4 条による改正は、第 3 条で改正された南種子町税条例の一部を改正するものです。

第 94 条は、加熱式たばこの課税標準とする紙巻たばこの本数への換算係数を改めるもののほか法の改正に伴う規定の整備を行うものです。

第 95 条は、たばこ税の税率を 1,000 本につき 6,552 円と改めるものです。

30 ページをお願いします。

第 5 条による改正は、第 4 条で改正された南種子町税条例の一部を改正するものです。

第 93 条の 2 及び第 94 条は、加熱式たばこに対する経過措置が終了し、本則課税となる為、所要の規定の整備を行うものです。

32 ページをお開きください。

第 6 条による改正は、南種子町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

附則第 5 条第 2 項は、紙巻たばこの三級品に対する平成 28 年度から行われている増税の激変緩和措置について、平成 31 年 10 月 1 日に消費税の増税が予定されている為、軽減措置を施行日まで延長するものです。

第 4 項は、税条例の改正に伴う条ズレの改正をするものです。

第 13 項は、平成 31 年 10 月 1 日に卸売業者又は小売販売業者に対して課されるたばこ税の手持品課税の税率を 1,000 本当たり 1,692 円とするものです。

第 14 項は、たばこ税の手持品課税の申告期限を平成 31 年 10 月 31 日とし、納期限を平成 32 年 3 月 31 日とするものです。

附則第 1 条として、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものですが、第 1 条による改正の第 92 条、第 92 条の 2、第 93 条の 2、第 94 条、第 95 条、第 96 条、第 98 条、第 6 条による改正、改正附則第 5 条から第 7 条までの規定に

については、平成30年10月1日から施行するものです。

第1条による改正の第24条第2項、第36条の2第1項、附則第17条の2第3項の改正、改正附則第2条第1項の規定については、平成31年1月1日から施行するものです。

第2条による改正中、第94条第3項を除く改正及び改正附則第4条の規定については、平成31年4月1日から施行するものです。

第2条による改正の第94条第3項の改正は、平成31年10月1日から施行するものです。

第1条による改正の第23条第1項、同条第3項、第48条第1項、第48条第10項から第12項の改正、改正附則第2条第4項の規定については、平成32年4月1日から施行するものです。

第3条による改正、改正附則第8条及び第9条の規定については、平成32年10月1日から施行するものです。

第1条の改正の第24条第1項第2号、同条第2項のうち第2号の改正を除く改正、第34条の2、第34条の6、附則第5条第1項の「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える改正、改正附則第2条第2項の規定については、平成33年1月1日から施行するものです。

第4条による改正、改正附則第10条及び第11条の規定については、平成33年10月1日から施行するものです。

第5条による改正は、平成34年10月1日から施行するものです。

附則第2条は、町民税に関する経過措置を定めるものです。

附則第3条及び第4条は、固定資産税に関する経過措置を定めるものです。

附則第5条から附則第11条は、町たばこ税に関する経過措置を定めるものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議のうえ御承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 2点ほど質疑をいたします。この税条例の一部改正によって、町民税、たばこ税、法人町民税等について、負担増が発生してくるかどうかお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 負担増について試算はしておりませんが、たばこ税については、かなり喫煙者が減少しておりますし、禁煙対策も相当進んでおりますの

で、その関係で税率はアップしていきます。また、加熱式たばこについても、現在の紙巻きたばこの7割から9割程度に税率をもっていくという状況になっておりますが、これらにしても、やはり喫煙者の動向というものもございますので、そういうことで税が伸びるかどうかというのは不安定な要素であります。また、固定資産税、町県民税等についても、町県民税については基礎控除が10万円アップしていきますけども、所得控除が10万円減になるということで、現在までの控除額というのは同じ率になっていきます。それと、年収2,500万円以上の方については、その控除額がなくなるという状況もございますので、所得の状況によってもかなり違ってくるんじゃないかというふうに思います。ただ、控除額自体が一緒の控除になりますので、そこまで変わらないんじゃないかという認識も持っているところです。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） この議会の議決を要する事項として、地方自治法第96条に明確に示されております。条例を設けたり改廃をしたりすること。予算を定めること。決算を認定することなど15項目あるようです。特に税条例の改正については、町民に負担を強いる場合がありますので、専決処分の取り扱いには十分慎重にというように言われております。それで、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をしたということになっておりますが、第179条を見ると専決処分が許されるものは、一．議会が成立しないこと。二．地方自治法第113条ただし書きの場合においてなお会議を開くことができないとき。三．町村長が議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。四．議会が議決すべき事件を議決しないとき。この4つの条件で専決処分をしてもいいというふうになっておりますが、この4つのうちのどれが該当して今回の専決処分をしたのかお伺いします。

○議長（小園實重君） 上園議員、同条の第3項の規定によってという提案理由の説明がありましたが、それでは不足ですか。どうぞ。

○6番（上園和信君） 不足とかそういうことではなくて、この179条に4つの事項が定められてますよね。このうちのどの項目を適用して専決処分をしたかという質疑です。

○議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 今回の地方税法の改正につきましては、国における法律の改正が3月31日とかなり年度末にずれ込んでおります。この地方税法に合わせた町条例の改正でありますので、4月1日施行ということになっておりますので、町としましては、議会を開くいとまがなかったというふうに思っております。

○議長（小園實重君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について

[南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について]

○議長（小園實重君） 日程第5、承認第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 承認第2号について御説明を申し上げます。

承認第2号は、専決第7号でありまして、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、基礎課税額の賦課限度額と5割軽減、2割軽減基準の判定所得を引き上げるもので、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成30年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第2条は、基礎課税額の賦課限度額の変更を行うもので540,000円から580,000円に引き上げるものです。

第23条は、基礎課税額の賦課限度額のほか5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を270,000円から275,000円に引き上げ、2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を490,000円から500,000円に引き上げるものであります。

第 25 条は、特例対象被保険者等に係る納税義務者の申告に関する規定で、関係書類の提出を義務化しておりましたが、必要に応じて求めるように改めるものであります。

次に附則の第 1 条は、施行期日について平成 30 年 4 月 1 日から施行するものです。

第 2 条は、適用区分について改正後の新条例は平成 30 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。御審議のうえ御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。6 番、上園和信君。

○6 番（上園和信君） 承認第 1 号、2 号、非常に関係がありますので。認定第 1 号で税務課長の説明では、議会を開くいとまがなかったという答弁であります。国も専決処分を避けるために、3 月の早い時期には税法の改正公示を行っていると思います。県も説明会を、やっぱりそういうのを避けるために 3 月の早い時期にやっているんじゃないかと思うんです。県の説明会はいつでしたか。

○議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 説明会については 2 月の初旬に開催されていると思います。これについては、平成 30 年度税制改正についての大きな内容について説明がございまして、実際に交付される 3 月 31 日で中身が決定してまいりますので、それまでは議案として提出することができなかったということでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第 2 号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号は、承認することに決定しました。

日程第 6 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について

[平成29年度南種子町一般会計補正予算（第12号）]

○議長（小園實重君） 日程第 6、承認第 3 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 御説明申し上げます。

承認第 3 号は、専決第 1 号で処理した平成 29 年度南種子町一般会計補正予算（第 12 号）についてであります。

町長が提案理由でも述べましたように、歳入予算については各収入の確定等に伴う予算の調整であります。歳出予算については、各事業の確定、執行残及び不用額の減額など予算の最終調整を行い、専決処分をしたものであります。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。

表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,166 万 3,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 9,017 万 1,000 円とするものであります。

第 1 表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に 5 枚目の地方債補正をお開きください。

第 2 表の地方債補正については、変更 3 件であります。

過疎対策事業については、民放ラジオ難聴解消支援事業債ほか 3 件をそれぞれ変更し、限度額を 2 億 2,710 万円に変更するものであります。辺地対策事業については、放課後児童クラブ環境整備事業債 10 万円を減額し、限度額を 2 億 8,850 万円に変更するものであります。災害復旧事業については、農林水産施設災害復旧事業債 1,100 万円を減額し、限度額を 120 万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明をいたします。

まず、歳出予算から、主なものについて説明いたします。

10 ページをお開きください。

議会費については、実績に伴う費用弁償の減額が主なもので、174 万 3,000 円

を減額するものであります。

次に、同ページから 11 ページ、一般管理費については、町例規集等印刷製本費の減額が主なもので、350 万 3,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 12 ページ、財産管理費については、嘱託登記手数料等の減額が主なもので、195 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、同ページ、財政管理費については、公会計関連業務委託の減額が主なもので、256 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、13 ページ、ふるさと納税推進事業費については、ふるさと応援寄附金の増加に伴うふるさと納税受注管理等業務手数料の増額が主なもので、1,265 万 9,000 円を増額するものであります。

次に、同ページから 14 ページ、電算処理費については、電算機器賃借料の減額が主なもので、174 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、同ページ、地域振興費については、結婚祝金の減額が主なもので、192 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、16 ページ、老人福祉費については、老人ホーム入所措置費の減額が主なもので、156 万円を減額するものであります。

次に、同ページ、身体障害者福祉費については、障害者自立支援給付費等、実績に伴う扶助費の減額が主なもので、750 万円を減額するものであります。

次に、同ページから 17 ページ、温泉センター管理費については、管理人賃金、燃料費の減額が主なもので、187 万 4,000 円を減額するものであります。

次に、同ページ、後期高齢者医療費については、療養給付費負担金の決定に伴い、151 万 3,000 円を減額するものであります。

次に、18 ページ、児童福祉総務費については、放課後児童クラブ指導員賃金、子どものための教育・保育給付費の減額が主なもので、927 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 19 ページ、保育園費については、保育士等賃金、賄い材料費の減額が主なもので、127 万 1,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 20 ページ、予防費については、予防接種委託料の減額が主なもので、180 万 3,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 21 ページ、塵芥処理費については、清掃センター設備補修工事の執行残による減額が主なもので、261 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 22 ページ、農業振興費については、さとうきび優良種苗供給確保事業等の実績に伴う補助金の減額が主なもので、1,036 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 23 ページ、観光物産館運営費については、管理人賃金の減額が主なもので、206 万円を減額するものであります。

次に、同ページ、畜産振興費については、子牛損耗防止推進事業の実績に伴う補助金の減額が主なもので、239 万 4,000 円を減額するものであります。

次に、同ページ、農地費については、県土地改良事業団体連合会への負担金確定に伴う減額が主なもので、112 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、24 ページ、キャトルセンター運営費については、飼料費の執行残に伴う減額が主なもので、314 万 8,000 円を減額するものであります。

次に、同ページ、堆肥センター運営費については、光熱水費、原材料費の執行残に伴う減額が主なもので、317 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、25 ページ、農業支援対策費については、機構集積協力金の実績に伴う補助金の減額が主なもので、462 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 26 ページ、林業振興費については、戦略産品輸送支援事業の実績に伴う補助金の減額が主なもので、610 万 9,000 円を減額するものであります。

次に、29 ページ、災害対策費については、水難事故等における搜索報奨金の実績に伴う減額が主なもので、116 万 4,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 30 ページ、事務局費については、家族留学に伴う住宅整備備品の執行残に伴う減額が主なもので、155 万 8,000 円を減額するものであります。

次に、31 ページ、小学校費の学校営繕費については、修繕費、小学校営繕工事の執行残に伴う減額が主なもので、122 万 6,000 円を減額するものであります。

次に、35 ページ、農地農業用施設補助災害復旧費については、災害復旧工事

完了に伴う減額が主なもので、808万4,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、繰出金については、各特別会計の実績等に伴い繰り戻すもので、合計で1,195万8,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、財政調整基金積立金については、特別交付税、ふるさと応援寄附金の大幅な伸びに加えて、各特別会計からの繰り戻しにより財源に余裕が出たため、財政調整基金に6,565万6,000円を積み立てるものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

まず、町税については、実績による補正であります。

次に、同ページの地方譲与税から2ページの交通安全対策特別交付金までについては、交付決定に基づくものであります。

次に、同ページの分担金及び負担金から3ページの使用料及び手数料については、実績見込み等によるものであります。

次に、4ページの国庫支出金については、事業の確定等に伴うもので、子供のための教育・保育給付費負担金128万8,000円、自立支援給付費負担金185万2,000円の減額が主なものであります。

次に、5ページから6ページの県支出金については、事業の確定等に伴うもので、機構集積支援事業費補助金449万3,000円、地域社会維持推進交付金332万9,000円の減額、団体営農地等災害復旧事業補助金254万1,000円の増額が主なものであります。

次に、同ページの財産収入については、堆肥売払金280万3,000円の減額が主なものであります。

次に、7ページの寄附金については、ふるさと応援寄附金3,012万9,000円の増額が主なものであります。

次に、同ページの繰入金については、歳入の決定や歳出の減額等に伴うもので、財政調整基金繰入金8,962万7,000円の繰り戻しが主なものであります。

次に、同ページから9ページの諸収入については、事業の確定等に伴うもので、キャトルセンター受託事業収入294万5,000円、介護予防サービス計画介護報酬128万円の減額、町村有建物共済災害共済金207万8,000円、县市町村振興協会

市町村交付金 192 万 5,000 円、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会負担金返納金 124 万 2,000 円の増額が主なものであります。

最後に、9 ページ、町債については、農林水産施設災害復旧事業債 1,100 万円、民放ラジオ難聴解消支援事業債 210 万円の減額が主なものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御承認方、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は歳出、歳入、地方債補正の順に区分して行います。

まず、歳出 10 ページから 35 ページまで質疑はありませんか。1 番、河野浩二君。

○1 番（河野浩二君） 14 ページの地域振興費の中の結婚祝金でございますが、29 年度何組の結婚があったのか、その結婚した人たちが、どの程度町内に居住しているのかということですね。それと、町移住推進連絡会の概要と何組の移住者があったのか、わかっていたら教えてください。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○総務課長（高田真盛君） お答えをいたします。まず、結婚祝金でございますけれども、平成 29 年度については 11 件が実績ということになっています。過去 2 年間は 30 組近くありましたが、今回は少なかったという結果でございます。それから、移住者の関係ですけれども、移住推進連絡会については、メンバーが副町長、町の公民館連絡協議会長、町の婦人団体の代表者、あと社会教育課長、企画課長というメンバーになっておりまして、29 年度は開催がなかったところでございます。移住者の実績については、過去、6 名から 8 名の実績であり、29 年度については、今概算の数字しか把握しておりませんので、後もってお知らせしたいと思いますが、大体、七、八件ということでございます。

○議長（小園實重君） 1 番、河野浩二君。

○1 番（河野浩二君） 答弁漏れですが、29 年度に 11 組の結婚があったということでございますが、町内在住は何組でしょうか。わかりませんか。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 申し訳ございませんが、11 組の確認がちょっとできてませんので、後ほど答えさせていただきます。

○議長（小園實重君） 1 番、河野浩二君。

○1 番（河野浩二君） 町移住推進連絡会がまだ会議を開いていないということでございますので、是非とも早く協議をしていただいて、今移住者も結構多いようで

ございますので、会議を早く開いていただいて、1人でも多く移住者が増えるような体制をとっていただきたいと思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） 13ページのふるさと納税推進事業費ですが、手数料の1,300万円の内訳を教えてください。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） ふるさと納税の増額補正の1,300万円の内訳でございますが、業者への事務手数料で150万円、返礼品で1,120万円、その他の経費で30万円となっております。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） この予算は29年度の補正予算でございますので、29年度で使用しないといけないと思いますが、3月中にこれを使用して完了したのかお伺いいたします。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 平成29年度分の実績でございますので、そのように措置しております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） この手数料の1,300万円の内訳について、今、企画課長から答弁がありましたが、補正予算をずっと見てきますと、すべて手数料で補正がされております。7号補正で3,500万円、9号補正で8,850万円、10号補正で1億3,650万円、それから11号と今回の補正ですね。寄附者からこのようなまちづくり事業に使ってくださいというその活用方法が示されると思うんですが、予算上には全然見えてきておりませんが、福祉関係事業、教育関係事業、観光関係事業、こういうのに実際充てているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 確かに平成29年度の予算においては、当初段階で一般財源化をしておりますので具体的な充当はしておりませんが、納税申込時に使途・目的を、「教育文化に関する事業」、「観光交流事業」、「福祉に関する事業」、「その他地域社会の実現に向けたまちづくりに関する事業」の4種類から選択できるようになっておりまして、決算時点で財政サイドの方で目的別にそれぞれ充当をし、活用実績を寄附者に明確に説明できるようにしているところでございます。観光交流事業に4,614万3,000円、教育文化に関する事業に5,320万6,000円、福祉に関する事業に1,613万2,000円という実績でございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、歳入1ページから9ページまで質疑はありませんか。

6番、上園和信君

○6番（上園和信君） 7ページの寄附金です。ふるさと応援寄附金に3,012万9,000円が増額補正されております。最終的な確定の寄附金の収納額はいくらになりましたでしょうか。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 答えいたします。29年度の最終的な額ということでございますが、件数が8,119件で金額が5億548万9,902円でございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。5番、広浜喜一郎君

○5番（広浜喜一郎君） 7ページの諸収入のキャトルセンターの受託事業収入が294万5,000円も減額になっていますが、この理由をお聞かせください。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 諸収入の受託事業収入ですが、キャトルセンターの受託収入につきましては、本年度当初の見込みからしますと実績で20頭の減ということになります。その要因としては、昨年6月に預託料金を1日あたり500円から700円に引き上げを行った中で、若干農家の方で見合わせをした方がおり、それ以降は、各農家へ巡回をして推進をし、今現在は29年の同時期と同じような預託頭数を確保しているところであります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、第2表地方債補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、全般にわたって質疑はありませんか。8番、日高澄夫君

○8番（日高澄夫君） 総合農政課長にお伺いをしますが、輸送コスト支援事業の減額が533万8,000円ということですが、鹿児島等の市場に出すための予算措置だろうと思うのですが、問題は総合農政課でどのような施策をもって農家あるいは生産者の指導をやっているのか、533万8,000円を満額活用すれば農家のみなさんの所得がどのくらい上がってくるかというのもしっかりと見据えたうえで、減額すればいいというものでもないんです、これは。そういう点から、総合農政課でどういうビジョンや施策をもって所得向上のためにどのような活動をやっているのかという点で、せっかく輸送コスト支援事業というのがあるわけですから、こういうのも精一杯活用して、所得向上のためにどのような活動をやっているの

かお伺いします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 輸送支援関係と戦略産品関係に係る農林水産業の振興についての活動内容になりますが、海上輸送に係る事業となります。輸送コスト支援事業につきましては、国土交通省の離島活性化交付金の輸送支援ということで、有人国境関係に関わる分野になってきております。ここについては29年度から実施されたということで、農家への周知につきましては、町の広報紙と各機能集団への周知ということで対策をとっております。個別に出荷をしている方につきましては、他市町ではそれぞれの所属する組織のみということでしたが、本町では、葉物類を個人で出荷している方もいるということで29年度から始まっておりますが、試験的に全農家を対象とした対策として、今ある組織から町民への周知ということで活動をしてきております。今回の部分については、事業対象に輸送支援の中で、国が10分の6、県が10分の1、町が10分の1で合わせて10分の8となっておりますが、条件の中に海上輸送したことを輸送会社が証明することになっており、宅急便等一部該当にならないところもあったり、周知不足もあったところですが、30年度に向けて、防災無線や町の広報紙による周知をして、5月に全体の説明会を実施する計画であります。

○議長（小園實重君） 8番、日高澄夫君

○8番（日高澄夫君） 説明を聞くつもりじゃなかったんですよ。要は、キビ、甘しょだけではなくて、キビ、甘しょの生産ができない農家の皆さんがどういう形で所得向上をやるのかということで、こういうのを最大限活用して、例えばスナップエンドウや枝豆など、JAとの関係もあるでしょうけども、税務課長に前にも聞いたんですが、所得が下がっているということからすれば、総合農政課がどういう施策で宣伝してやっていくかという点では非常に大事なことであって、問題は、ただ町の広報紙を活用して機能集団への説明会をしても、ほとんど参加していないでしょ。そういう中で総合農政課の職員が本当に現場に出て行って、農家の皆さんと直談判をして、悩みを聞いて、そういう活動をどのくらいやっているのかという点でこの533万8,000円が活用されていくと思うんですよ。スナップエンドウに例えて言えば、10町歩を15町歩にするためにどうすれば良いかという話し合いがなされているのかどうか、そこで所得向上というのが追及されていく訳ですけども。私たちは、職員がこういう予算措置を120パーセント活用して所得向上にどのように結びつけるのかと、そこを一番注意して見ているわけですよ。そういう点で533万8,000円を減額するという、29年度から始まった事業ではありますが、そうであればあるほど初年度でしっかりと位置づけをして、

宣伝をしてやっていくことが必要だと思うんですが、どういう活動をされたんですか。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 質問に対して最初に答弁した段階では、輸送コスト支援事業に関わった形の活動を報告させていただいたところですが、農林水産業全般の振興対策の町民、農家の方への周知につきましては、毎年集落の座談会を行っておりますが、出席率としては約30パーセントということで、昼、夜開催したりしてるんですが、なかなかその周知がなされていないということで、機能集団的な対策ということで、それぞれ所属するところで内容等の説明をしております。輸送支援関係の533万8,000円等の周知につきましては、それぞれの機能集団や座談会、町広報紙等での周知のほか、農家指導ということで技術職や事務職で品目ごとに担当をもっておりますが、その方が農家へ出向いての周知、その中でリーダー格になる方への啓蒙をしておりますが、まだ不足のところもありますから、29年度に新たに始まった事業でありますので、2年目をむかえますのでその辺の周知を徹底していきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 8番、日高澄夫君

○8番（日高澄夫） 以前、この有人離島の事業が始まった時点で、長崎県のことを町長にお示ししました。県と対馬市でしたかね、第三セクターみたいなのを立ち上げて、最大限に活用するために特産品などをつくっていかうじゃないかという長崎の例を示しましたが。職員では限界があるだろうと、こういう形でせっかくできた有人離島の補助金とか林業費の戦略産品輸送支援事業で間伐材を送る、そういうことも含めて、もうちょっと職員が機能しやすいような組織づくりをして、何と言っても農家の皆さんの所得向上を目指さなければどうしようもないわけですから、そういうことでしっかりと取り組んでもらいたいと思うんですが、農家の皆さんに聞いても、スナップエンドウでも夫婦2人ではせいぜい二、三反だということです。それを増やすためには農家の戸数を増やすということではかないと思っておりますし、あるいは法人化をしてそこで最大限頑張るといようなことが必要だと思いますので、そういう点で職員の指導体制というのは非常に重要なことを抱えている訳ですから、そこをしっかりと踏まえた農政というのをやっていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 日高議員の発言については、やはりそのとおりだと思いますよ。けさ、総合農政課の課長、係長、担当を呼んで1時間ぐらい協議をしました。話を聞いてみると、職員数が少ないんですよ。たくさんいますが、契約職員と

パート職員というそういう状況でありますから、私が言ったことは、中途採用の職員を採用するということを行ったんですが、そうしないと、はっきり言って一般の職員で技術指導というのは出来ないわけでありまして。サトウキビ、甘ショ、米については役場職員よりも農家の方がずっと上ですよ。ところが技術員というのは総合農政課に3人しかいないというところで、けさびっくりしましたけど、そういう状況の中で技術職員が事務もやっているんですね。その辺の改善とか農協の技術員のと連携の中でどのようにやっていくかという点では、今の意見というのは非常に重要なことだと思いますから、私はやっぱり、各作物別の組織の強化を図る必要があるんじゃないかと思っておりますから、その辺も含んで30年度に向けてはそのような活動を展開する必要があると同時に、やはり技術職員の採用も必要ですし、事務の能力のある者については契約職員というよりもやっぱり職員なんです。だから職員を増やすというのを私は言っている訳であります。そういった面も含んで、職員を増やして契約職員とかパート職員を減らしていくという、そういうことでないとうしようもないような現状でありますので、日高議員のおっしゃることは当然のこととして内部的にも今後検討をしてやっていきたいと思っております。農業をするにはどういう形態をとるのかというのがありまして、私は議会からの意見も踏まえながら、堆肥を作ることについては民営化の方向で進んでおりますので、きちんとした濃度の高い堆肥をつくらせることによって町は農家に販売していくと。販売については、JAの四役と私は3か月前に協議をしている訳でありまして、回収は品物を出す段階でしてもらおうという、そこまでいっておりますから、今後、引き受けてくれる会社が近く決定した後は具体的な点でバイオ堆肥を使った農業の推進を図りたいと。つまり、町が今やってもらおうという堆肥については、石灰を入れなくて、散布した堆肥の10パーセントから20パーセントがずっと残っていくという点では、長続きのする堆肥になるわけですから、こういう宣伝をするためにきちんとその担当も決めておりますから、実質的には決まったあとに具体的な点はただいまの意見も参考にしながら対応して参りたいと思っております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。6番、上園和信君

○6番（上園和信君） この輸送コスト支援事業は農業振興費と水産業振興費、これにも計上されております。水産業振興費で20万1,000円の減額です。これはどういう産品に適用されるのかですね、それと、JAを通した輸送のみなのか、1つ例をいうと安納芋をインターネットで個人で発送もしておりますが、そういう個人発送には適用されないのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 有人国境離島の地域社会維持推進交付金ということで、それに係る輸送コスト支援事業ということになります。先ほどの日高澄夫議員への答弁の中に、輸送コスト支援事業については国土交通省の離島活性化交付金ということをしたんですが、ここについては間違いで、地域社会維持推進交付金ということで、29年度から実施された事業になります。対象となる品目は、農林水産物の移入と移出の取り扱いをしているものとして、本町から出荷する農産物で、玄米、飼料用米、キヌサヤエンドウ、スナップエンドウ、ソラマメ、バレイショ、野菜関係の部分の本町で生産される輸送をするものについて、野菜、花き類、葉物類、お茶、鮮魚ということになっております。移入をするものについては、ハッポースチロール等漁業関係の輸送をする資材となっております。対象品目としては、離島活性化交付金については林業関係の特用林産物と丸太、チップを含めた形で林業については離島活性化交付金の方に仕分けされていると、今回の輸送支援事業関係につきましても、今言いました農水産物となっております。今現在23品目ということですので。それと、JA関係と個人の対象については、海上輸送が証明されるものということで、個人で出荷される方についても29年度については対象として取り組みをしております。ですが、30年度については国の指導も受けながら、5月21日から会計検査を受検するんですが、その状況も見ながら30年度どこまでの条件を対応できるのか、指導を受けながら対応していきたいと思っております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。7番、立石靖夫君

○7番（立石靖夫君） 関連質問なんですが、国のこういうすばらしい支援事業ですね、100パーセント達成させるためには、町長をはじめ職員がいろいろ工夫をしながらやっていかにことには、こういう減額の補正が出てくるわけですよ。だから、個人でも該当するということですのでありますので、安納芋などは個人で相当出荷をしている方がおりますので、輸送会社が証明すれば該当になるということですが、そういうことについて、実際農家に対してこのような出荷に対しても補助の対象になりますよという指導をしていかなければいけないと思うんですが、そういう指導をしているのかどうか答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 輸送支援の対象となる方への周知の方法ですが、特に安納芋については今言われたネット販売とかそれぞれ有利販売に取り組まれております。本町の中では、町安納芋生産振興会でバイオ苗の活用100パーセントを目指して組織化しているわけですが、そこに所属されている方については個別に通知し対応をしております。物産館関係については、一時期でしたが張り紙

をしたりとか館長と話をして、輸送支援関係でこちらから出荷するものということになります。あと、輸送会社との協議をしたんですが、海上運賃のみを出せる形で農家側に立った対策をしてもらいたいという願いをしましたが、運送会社としては事務手数料等をもらうわけではないので、もう少し輸送支援の緩和ができないのかと逆に質問されて、ここについては県を通じた形で要望としてあげているところでございます。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君

○7番（立石靖夫君） 課長、ネット販売も該当になるということであれば、周知はしているがそれが該当されていないという考えでいいんですか。そういうことは農家も十分承知のうえで、そういう制度を活用しなくても個人でやっていくという考えであるのどうか答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 周知についてはこちらからして、内容等については条件を満たす方については大半が29年度から活用されております。先ほど説明した輸送の関係で宅急便と年間契約をしてどうしても海上運賃のみの照明ができないという方が29年度は断念をしているということで、ここについては輸送会社と個人的にあたる部分と町のほうからもこういう形でお願いできないかということで話をしたり、全体的に輸送支援の事業については企画課の方が総合窓口になっておりますので、企画課の方で海上輸送に係る部分の改正、条件が非常に30年度も厳しくなって、離島支援事業に係る交付金については海上輸送の支援のみじゃなくて、各組織が30年度この交付金をどのような形で活用して組織を活発にしていくのかということなので事務作業がかなり多くなっているということで、農家はたしてできるのかということがありますので、条件緩和事態を極力要望していきたいと考えております。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君

○7番（立石靖夫君） 補助事業の対象が企画課にあるとか、横の連絡が密にされていないからそういうことがおきると思うんですよ。だから、横の連絡をとりながら農家のためにどうすれば所得向上ができるのか、国の支援事業ですから120パーセント対応できるような対策をしないことにはだめだと思うんですよ。それから、先ほど町長が総合農政課の技術職員が少ないとかいろいろ言われましたが、種子島でも技連会というのがあって農協の技術者、熊毛支庁の技術者、たくさんいるわけでしょう。だからその辺で横の連絡を取りながら農家のためにどうすればいいのか、技連会でも協議をしたことがあるか、総合農政課長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 各種事業につきましては、毎月第3月曜日に 定例会を実施しております、そこで新たな事業については担当から説明をして周知しております。特に1年に1回開催される農政座談会の場については、技連会にプラスして 関係する職員まで集めて内容の説明をし、そこで統一した横の連携を図るための説明内容について調整をして座談会等に臨んでいるところであります。

○議長（小園實重君） 暫時休憩します。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時17分

再開 午前11時21分
————— . ——— . —————

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて再開します。ほかに質疑はありませんか。

9番、西園 茂君

○9番（西園 茂君） 同じ関連の質問で、というよりも提案をしたいと思っておりますが、以前から私は言っておりますが、農協の安納芋につきましては有利販売ができてないので、今農協を通じて販売するというのが南種子町の安納芋の生産組合についてはマイナスなので、とりあえず農協が販売方式を変えない以上は取り引きをさせてはいけないと思っております。以前から言うように、座談会でいろんな話や連絡関係をしたとしても十分に伝わらないというのが事実なので、いままでずっと経験した話で私は以前から言っているように町独自の生産組織を作れということです。そして、その人達にこの補助金の返納についても、だいたい基礎的な数字があるんですか。南種子町で安納芋がどれだけ生産されて、誰がいくら作っていて、この海上輸送費関係の補助金の対象がこれだけ計画されているという数字があるんですか。それがあって、だれが作っているというのはめいめい分かるわけで、農協の生産組織の集団をずっと当てにするのではなくて、自分たちで町内の組織をつくりなさいよ。何回やっても座談会に来ない人は来ないわけだから。でも、自分の収入の話だからみんな真剣になっているわけですよ。生活費を稼ぐために。だから、町で生産組織をつくりますよという話しになればその人達に生産目標の設定もさせて、補助金がいっぱい来るのであればそれをいかに有効的に利用するかということで、南種子町にたくさんお金をおとすというのが農業所得を上げる第一の基本ですので、そこらへんをもう少し真剣に取り組んでもらいたい。補助金関係の返納が多いということに関しては、本当に今年精一杯やったのかというのが評価の対象になると思うので。そういとこ

ろをもう少し議論してもらって、こういうところが不足しているんだったらまた来年そういうふうにしてやろうという考え方でいいと思うんで、だから、そういうことを真剣に真正面から取り組んでいくということをしてください。課長、質問ですが、ことし、こういう支援関係の事業がありました、本当に十分にやったという自負がありますか。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 特に安納芋の輸送支援関係ということで答弁させていただきますが、安納芋についてはバイオ苗を100パーセントにして生産し、島外の方がおいしい安納芋だと言ってもらえるような、安定した安納芋生産を目指しております。その中で、町内で組織、育成ということで販売を主体とした機能集団、農協の安納芋生産組合とかそれぞれ機能集団的な組織が育成されております。町の安納芋生産振興会という町全体の組織を立ち上げ、今現在も活動しております。内容等については、町の育苗ハウスを拠点としたバイオ苗の100パーセントを目指しております。一部農協の方で農業系統分の苗の供給ということで、そこに所属して安納芋の生産をされている方が大半であると、その方には周知をし、事業の内容も完全に説明しております。そこで、今後、全体的な組織については、機能集団の長が集まる会とかそういう設置はあるんですが、どうしても機能集団というのは最終的にはそのお金がどういう形で生産から販売まで繋がって、農家にいかに残っていくかという組織形態でないと長続きしないということですので、生産技術を上げる部分については今言った町全体の技術指導をするような形、前回まではリーダー的な存在になる個別指導についても重点的に行っておりましたが、今は機能集団の団体的組織指導ということに体制を切り替えた形で臨んでいるところであります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について

[平成29年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算(第7号)]

○議長(小園實重君) 日程第7、承認第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長(小西嘉秋君) 承認第4号について御説明を申し上げます。

承認第4号は、専決第2号で処理した、平成29年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第7号)について承認を求めます。

予算書の1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,102万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,412万1,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

それでは事項別明細書の主なものを御説明を申し上げます。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、国民健康保険税につきましては、実績見込みによる補正でございます。

2ページ、款の5、国庫支出金、項の1、国庫負担金につきましては、それぞれ交付決定によります補正でございます。

同じく項の2、国庫補助金、目の3、財政調整交付金につきましては、普通調整交付金及び特別調整交付金の確定により、526万9,000円を減額し、7,470万とするものでございます。

款の6、県支出金、項の1、県負担金、目の1、高額医療費共同事業負担金につきましては、交付決定によります補正でございます。

項の2、県補助金につきましては、普通県調整交付金及び特別県調整交付金の確定により、917万7,000円を増額し、6,373万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

款の10、共同事業交付金につきましては、それぞれ変更決定通知により2,440万5,000円を減額し、2億2,595万6,000円とするものでございます。

款の13、繰入金でございますが、それぞれ実績によるものございまして、88万3,000円を減額するものでございます。

次に歳出の4ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、執行残によるもので、総務費合計で、167万

1,000円を減額するものでございます。

5ページから6ページ、款の2、保険給付費の療養諸費等につきましては、給付の実績によるものでございまして、保険給付費総額で1,950万7,000円を追加するものでございます。一般被保険者療養給付費の診療報酬費について、見込み誤りが原因でございます。

7ページをお開ください。款の5、老人保健拠出金、款の7、共同事業拠出金につきましては、執行残によるものでございまして、それぞれ減額するものでございます。

7ページから8ページ、款の8、保健施設費につきましては、人間ドック等各種検診補助の実施確定やそれぞれの事業実績執行残により、402万8,000円を減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。8番、日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 一般会計繰入金の1億2,094万円のうち、法定外繰入はいくらですか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） すべて法定内の繰入れでございます。

○議長（小園實重君） 8番、日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 法定内繰入だということですが、28年度は3,000万円近くの法定外繰入れがなされました。この3,000万円近くの法定外繰入は、医療費がアップして国保会計が赤字になる可能性があるということで法定外繰入をされたと思うんですが、問題は医療費がアップして法定外繰入をしないと国保会計が赤字になるということなので国も認めている訳ではありますが、29年度はすべて法定内ということですが、私が議員にならせてもらってからずっとお願いをしてきた保険税に対する法定外繰入をして税を下げた滞納を少しでも減らすという考え方からすれば保険税に対する法定外繰入も全国では相当やられている訳でありますから、そういう点で滞納をなくするという点も含めて、あるいは所得が上がっていない状況の中で、保険税に対する法定外繰入をやるべきだと思っているんですが、昨年並みに医療費等に対する法定外繰入をなされていないということですから、町長、今後保険税に対して少しでも法定外繰入をするという考えはないですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 日高議員が毎回議会のたびにその辺は強調しているわけですが、本年度については新しく国保税の関係が変わったこともあって、全県と同じような立場で対応しようということを決めて、私は表明してきたつもりでいるわけです。その段階では、気持ちは良くわかるんですが、実は、滞納者の件を議会もおそらくわかっていると思うんですが、ほんのわずかな額を入れないという、町長が言う問題になるかもしれませんが、いろんな形があるんですよ、ひとりひとりをあたってみると。そういうことが言える訳でして、だから、こういうことをどういう形で税務課が徴収しているかということも含んで大変な苦労をしている訳でありますから、でも、差し押さえをして、去年は相当、収納率を上げたんですが、ところが、30年度どうなるかということ、また元に戻るんじゃないかと私も想像しながら今後検討しないといけないわけですが、日高議員のいう、どこの基準を下げるとか、どこを上げるかとか、そこが調整できていないのが現状ですね。だから本会議で発言したいという気持ちは分かりますが、そうじゃなくて、もう少し中身も調べてもらってかまいませんから、私は職員には言ってるんですが、役場の内容は全部隠すものではなくていいと、こう言っているんですよ。だから、それを踏まえて町民に等しくそういう苦しい部分についてはやっぱり与えるようなことをやらんといけないわけですから、そこについてはまた別の形でご意見をいただければありがたいとこのように思います。

○議長（小園實重君） 8番、日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 私も二、三人承知してますよ。役場に収めるべき納付金等については後回しだと。そういう人はいますよ、はっきり言って。もちろん、名前は絶対に言うてはならないことですが、友達の中にもそういう人がいます。だけど、そこをどうのこうのというよりも、やっぱり国民健康保険被保険者世帯の二千何百世帯の中で本当に苦しんでいる方たちがいっぱいいるわけですから、そういう点からしても保険税がどうあるべきか、この七、八年間南種子町の保険税が非常に高かったというのは事実でありますから、そこを職員を含めて十分理解をしなければどうしようもならないことですよ。そういう点で去年の3,000万円近くの医療費が上がったために法定外繰入れをして、国保会計の赤字解消に努めたということではありますが、医療費を上げないためにもやっぱり予防措置をするということも含めてもう少し保険税に対する考え方をしっかりとしたことにならないと問題があると思いますので、これからどういう形でやっていくかという点も含めて保険税をもうちょっと真剣に考えていただきたいと思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について

[平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算
(第6号)]

○議長（小園實重君） 日程第8、承認第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、承認第5号専決処分した事件の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは、専決第3号平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。

専決処分の主な事項といたしましては、歳入の確定見込みによる補正と、歳出では、執行残による減額補正でございます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。

第1条でございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ350万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,274万5,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書より説明をさせていただきます。

まず、歳入の1ページ水道使用料ですが、現年度水道使用料58万円減額するものでございます。予算額については、調定額と収入見込み額に合わせて減額調整するものです。滞納繰越分については、収納実績に合わせて17万8,000円増額補正するものです。

次に、繰入金については、一般会計繰入金を310万円減額補正するものであり

ます。

次に、2ページ歳出でございます。歳出の総務費、一般管理費については、予算の執行残に伴い69万6,000円を減額するものでございます。

次に、事業費、簡易水道施設費であります。需用費については、各施設の維持管理費、消耗品費他の執行残による需用費総額258万5,000円の減額であります。その他の予算についても、歳出額の確定に伴う減額であり、簡易水道施設費で280万6,000円の減額をするものであります。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について

[平成29年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）]

○議長（小園實重君） 日程第9、承認第6号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 承認第6号について御説明申し上げます。

承認第6号は、専決第4号で処理した、平成29年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）について承認を求めるものでございます。

予算書の1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ4,594万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,929万円とするものでございます。

次のページ、第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に、第2表、債務負担行為補正でございますが、介護保険認定業務を適正かつ円滑に行うための介護認定事務支援システム機器のリース料でございます。限度額を1,769万5,000円から342万円減額し、1,426万8,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書で主なものについて御説明申し上げます。

まず、1ページ、歳入でございます。

款の1、介護保険料は、当該者の死亡・転出・転入・資格取得等による、特別徴収保険料の減額と普通徴収保険料の増額でございます。

次に、款の4、国庫支出金、款の5、支払基金交付金、款の6、県支出金につきましては、介護給付費実績及び地域支援事業実績等のそれぞれの交付額の確定見込による補正でございます。

次に、2ページ、款の10、繰入金につきましては、介護給付費、地域支援事業の実績に伴う減額と、総務費等の不用額に伴う減額補正でございます。

次に、款の10、繰入金につきましては、歳出補正の減額に伴い、全額基金に繰り戻すものでございます。

次に、歳出の4ページをお願いします。

款の1、総務費につきましては、不用額による減額でございます。

次に、5ページから7ページ、款の2、保険給付費につきましては、各事業の給付実績によります減額でございます。

次に、8ページから11ページ、款の5、地域支援事業につきましても、各事業の実績によります減額でございます。

11ページの款の6、基金積立金につきましては、決算見込みにより余剰金が見込まれますので、762万9,000円を追加し、768万4,000円を介護保険基金に積み立てるものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御承認方よろしく願います。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

日程第10 承認第7号 専決処分した事件の承認について

[平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）]

○議長（小園實重君） 日程第10、承認第7号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 承認第7号について御説明を申し上げます。

承認第7号は、専決第5号で処理した、平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）について承認を求めるものでございます。

予算書1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,656万4,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

事項別明細書の主なものをご説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の4の繰入金につきましては、それぞれ実績等による補正でございまして29万1,000円を減額するものでございます。

款の6の諸収入でございしますが、長寿健診委託料補助金及び後期高齢者医療制度特別対策補助金（人間ドック等）でございしますが、の見込み等により減額するものでございます。

次に、2ページの歳出をお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、人間ドック補助の確定などにより減額するものでございます。

款の3、保健事業費につきましては、長寿健診委託の実績により減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

—————・—————

日程第11 議員派遣

○議長（小園實重君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

—————・—————

閉 会

○議長（小園實重君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成30年第3回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦勞さまでした。

—————・—————

閉 会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 小園実重

南種子町議会議員 大崎照男

南種子町議会議員 塩釜俊朗